

感電災害を防ぐために

移動式クレーン・コンクリート圧送車等をご使用される皆さまへ



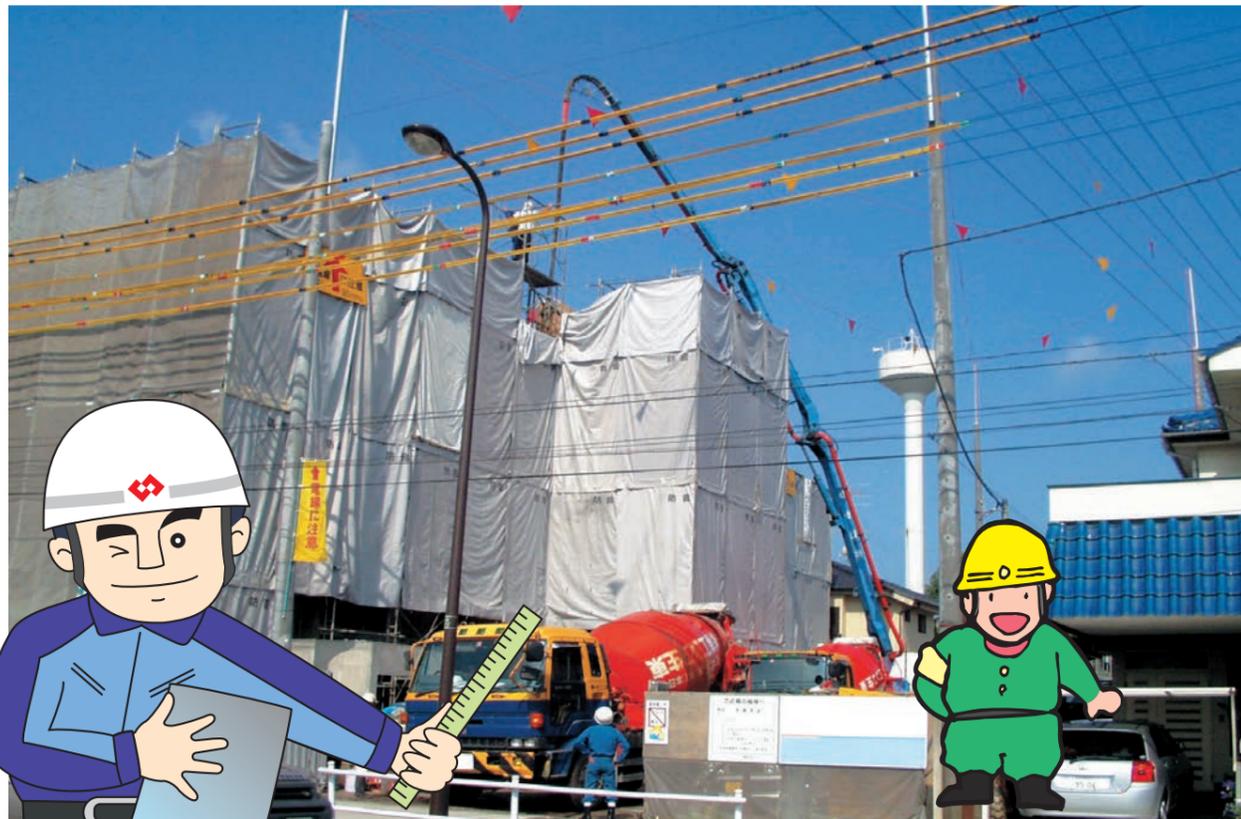
推薦 東 京 労 働 局
一般社団法人日本クレーン協会
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
一般社団法人全国クレーン建設業協会
東京都コンクリート圧送協同組合
一般社団法人 東京建設業協会



東京電力パワーグリッド

お近くの東京電力パワーグリッドへ

電線の付近で移動式クレーン、圧送車等を使用される
ときは、必ずお近くの東京電力パワーグリッドへ連絡を
お願いします。
《その1本の電話が、事故・災害を防ぎます》



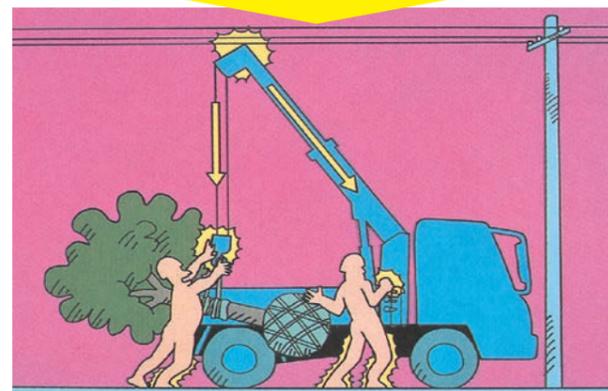
- ◆電線の近くで作業をされる場合には感電をさけるために
 - 電力会社と作業計画の事前打ち合わせを行うこと
 - 関係作業者に対し、感電の危険性と作業標準を周知徹底させること
 - 電線に対して、安全な離隔距離を保つこと
 - 監視責任者を配置すること
 - 危険を防止するための囲いを設けること
 - 当該電線路に絶縁用防護管を装着すること
- などが **労働安全衛生規則・行政指導通達** で皆さまに義務づけられております。
- ◆そこで東京電力パワーグリッドでは移動式クレーン、圧送車等を使用して作業される皆様方に
 - クレーン、圧送車等と電線の間でどのような危険が潜んでいるのか
 - 具体的にどのように感電災害を防ぐか
 について作業箇所へ伺い、お打ち合わせを行い、感電災害の防止に協力させていただきます。
- ※当社からのお願いに、ご協力いただけない場合には、所轄の労働基準監督署に連絡させていただくことがあります。

あっ危ない!!



電線(配電線)に接触すると

車体やワイヤーなどを伝って電気が流れ、感電してしまいます



電線(送電線)に接近すると

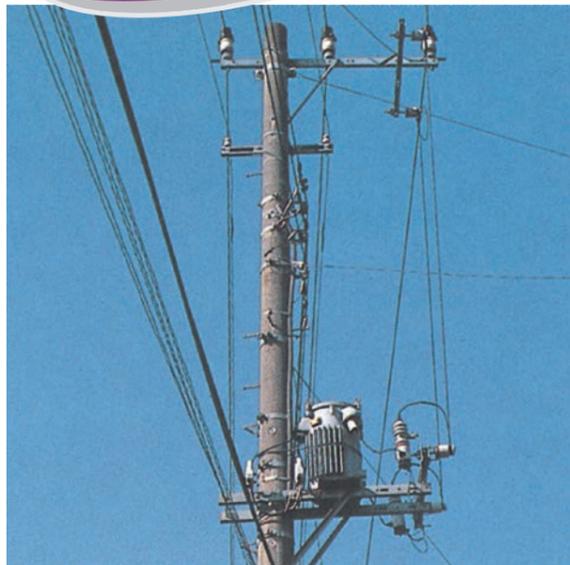
電線に近づいただけで放電がおり電気が流れ、感電してしまいます



作業者の感電災害・停電事故を引き起こします



〈配電線〉



配電線を支える支持物は主にコンクリート柱が使われています。

電柱付近で作業をする場合は

◎接近を防止する目印として、電線に防護管を取り付ける必要があります。

- ・防護管取り付け後も、安全な離隔距離の確保をお願いします。
- ・充電線路接近作業となるため、東京電力パワーグリッドにて取り付けます。
- ・取付けのお申込みは、3週間前までにご連絡をお願いします。
- ・建設工事用防護管は、お客さまに御用意いたします。

	電 圧	東京電力パワーグリッドがお願いしている安全な離隔距離
配電線	100 V・200 V	2 m
	6,600V	2 m
送電線	22,000V	3 m
	66,000V	4 m
	154,000V	5 m
	275,000V	7 m
	500,000V	11 m

送電線付近で作業する場合は

◎接近を防止する目安として、防護施設ならびに注意標識類を設置する必要があります。

- ・送電線は裸線のため、接近するだけで、感電する恐れがあります。
- ・送電線は電圧が高いため、防護管の取り付けができません。
- ・送電線への接近を防止するには、作業現場の上空に、目安となるネットやロープ等の防護施設を設置することが、最も有効な安全対策です。
- ・感電防止措置はお客さまで対策を講じることが、労働安全衛生規則第349条等で義務づけられています。

〈送電線〉



送電線は高い電圧の電気を流しておりますので、電線を支える支持物は、主に鉄塔が使われています。



防護管等の取り付け作業



ジャバラ管



建設工事用シート



建設工事用防護管

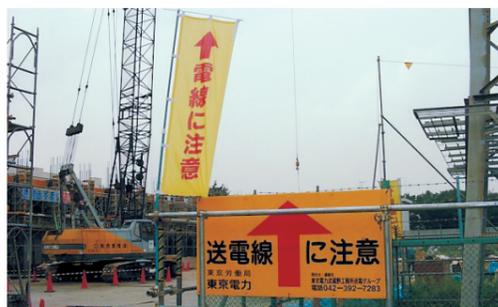
注意標識の設置例



防 護 ネット



防 護 ゲート



標 識 類

さらに



電線との間に安全な距離を保つために、専任の監視人を置いてください。

オペレーターや合図する方は、どうしても吊り荷の動きに気を取られがちになりますので、電線に対する注意がおろそかになりやすく、また、離隔距離の目測を誤ったりしやすいものです。



忘れてならないのが、アースの取り付けと転倒防止です。

アースは、万一の事故のときに電気を地面に逃がし電気ショックをやわらげるはたらきをします。なお、このアース線は、断面積が22mm²程度の太さをもった電線が必要です。また、労働安全衛生規則第173条及びクレーン等安全規則第69条～第70条の5によるものなど、転倒防止措置を施して下さい。

掘削される場合には

地面の下にも、電線(ケーブル)が埋設されている可能性があります。お近くの東京電力パワーグリッドへ連絡をお願いします。

もし災害が発生したら

① 万一災害が発生した場合は、



大声で災害発生をまわりの人たちに知らせて下さい。

吊り荷や車体などには絶対触ってはいけません。

運転席が設置されているクレーンなどでは、玉掛作業員や補助者の感電災害が拡大しないようにオペレーターはあわてずに、**接近・接触している部分を電線から遠ざけてください。**

一旦電気が止まっても再送電される場合があるため、**車上から降りる際は、人体に電気が流れるのを防ぐため車体に触れたまま、地面に足を付けないようにしてください。**



地上で操作するタイプの積載型トラッククレーンなどでは、オペレーターも感電する危険が高くなります。

クレーンなどには一切手を触れず、**ただちに警察署、消防署、東京電力パワーグリッドなど関係箇所に通報してください。**



② 負傷者がいた場合、

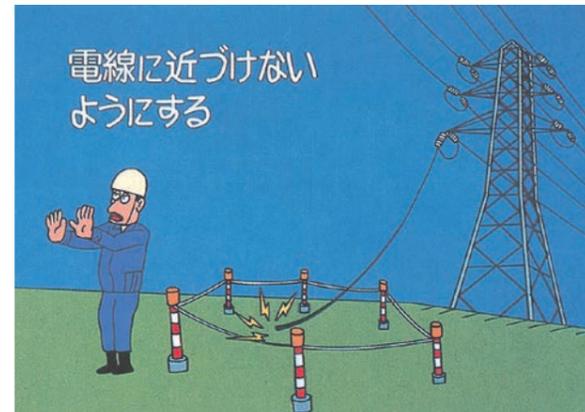
一刻も早く応急措置をとってください。

特に感電して気を失っている場合には、**機を失せず人工呼吸や心臓マッサージが必要です。**

③ 電線が切れた場合、

一旦停電したとしても、すぐに送電される場合があるので、電線にはいつも電気が流れているものと考えて近づかないようにして下さい。

ただちに東京電力パワーグリッドへ通報してください。



④ 幸いにして負傷者が出なかったとしても、

電線に接触したり、接近しすぎて『ファン』という電撃音が聞こえた場合は、停電が発生するとともに電線が損傷している場合があります。

かならず東京電力パワーグリッドへ通報してください。



あとには

適切な安全措置をとらずに、人身災害や物損事故を起こしたとき…

- ・業務上過失致死傷や労働安全衛生法違反等により、懲役や罰金を科せられることがあります。
- ・送電配電設備に被害を与えた場合は、設備の復旧に要した費用やその被害に起因して発生した停電等による損害を賠償する責任を負います。

過去の感電事故例

作業中の感電事故で
 の業者書類送検
 労働基準監督署は二十五日、 町 で先月十八日に護岸工事の中の作業員三人が送電線に触れ感電、手足にやけどを負った事故で、請負会社の 町、 建設工業と同社の 代表(三七)を労働安全衛生法違反の疑いで 地検に書類送検した。
 調べによると同社は、護岸工事でコンクリート打ちの作業中、送電線近くで移動式クレーンを使って作業していたにもかかわらず、監視人を置かなかったり、感電を防止するための安全措置を怠るなど、必要な安全義務を怠っていた。

■上記感電災害は、感電負傷者を出ただけでなく、13,400戸が停電しました。

東京電力パワーグリッド・関連会社の連絡先(受持区域別事業所一覧)

労働基準監督署連絡先一覧(2017.1 現在)

工事施工場所	エリア	関連会社		東京電力パワーグリッド													
		東電タウンプランニング株式会社		月～金 8:40～17:20			左記以外										
		月～金 9:00～17:00		月～金 8:40～17:20			月～金 17:20～翌8:40 および土日・祭日										
		配電線の防護管取付・取外の連絡先		配電線に係わる場合		送電線に係わる場合											
千代田区、中央区	東京	東電タウンプランニング コールセンター	03-6375-4652	支社	銀座	港制御所 配電保守グループ	03-6374-3802	-	-	東京電力パワーグリッド 0120-995-007							
港区					江東	墨東制御所 配電保守グループ	03-6375-2196	江東支社 江戸川事務所 送電保守グループ	03-6375-3100								
江東区					上野	上野制御所 配電保守グループ	03-6375-3911	上野支社 葛飾事務所 送電保守グループ	03-3838-9198								
江戸川区					大塚	板橋制御所 配電保守グループ	03-6375-7181										
墨田区					荻窪	練馬制御所 配電保守グループ	03-6375-8726	荻窪支社 荻窪事務所 送電保守グループ	03-3335-3005								
台東区、荒川区					新宿	新宿制御所 配電保守グループ	03-6375-5542										
足立区					渋谷	世田谷制御所 配電保守グループ	03-6374-6237	渋谷支社 世田谷事務所 送電保守グループ	03-5450-5108								
葛飾区					品川	大田制御所 配電保守グループ	03-6374-7767										
文京区、豊島区					島嶼	大島事務所	04992-2-2341	-	-								
北区					新島	新島事務所	04992-5-0183	-	-								
板橋区					神津	神津島事務所	04992-8-0031	-	-								
練馬区					三宅	三宅島事務所	04994-2-0711	-	-								
中野区、杉並区					八丈	八丈島事務所	04996-2-0009	-	-								
新宿区					小笠原	小笠原事務所	04998-2-2430	-	-								
渋谷区					多摩	武蔵野	0422-57-2431	武蔵野制御所 配電保守グループ	0422-57-2431		武蔵野支社 送電保守グループ	042-361-2426					
世田谷区													府中	府中制御所 配電保守グループ	042-202-2281		
品川区、目黒区																立川	立川制御所 立川地域配電保守グループ
大田区													青梅	立川制御所 青梅地域配電保守グループ	042-641-7140		
大島町、利島村																日野	八王子制御所 八王子地域配電保守グループ
新島村、式根島村													町田	八王子制御所 町田地域配電保守グループ	042-641-7140		
神津島村																町田	八王子制御所 町田地域配電保守グループ
三宅村、御蔵島村													町田	八王子制御所 町田地域配電保守グループ	042-641-7140		
八丈町、青ヶ島村																町田	八王子制御所 町田地域配電保守グループ
小笠原村													町田	八王子制御所 町田地域配電保守グループ	042-641-7140		
東久留米市、西東京市、武蔵野市、 三鷹市(東八道路以北)	町田	八王子制御所 町田地域配電保守グループ	042-641-7140	多摩総支社 送電保守グループ	042-641-7045												
小平市、清瀬市、小金井市(JR中央線以北)						町田	八王子制御所 町田地域配電保守グループ	042-641-7140	多摩総支社 送電保守グループ	042-641-7045							
調布市、狛江市、三鷹市(東八道路以南)	町田	八王子制御所 町田地域配電保守グループ	042-641-7140	多摩総支社 送電保守グループ	042-641-7045												
府中市、小金井市(JR中央線以南)						町田	八王子制御所 町田地域配電保守グループ	042-641-7140	多摩総支社 送電保守グループ	042-641-7045							
武蔵村山市、立川市(JR中央線、青梅線以北) 国分寺市、東村山市、東大和市	町田	八王子制御所 町田地域配電保守グループ	042-641-7140	多摩総支社 送電保守グループ	042-641-7045												
昭島市、国立市、立川市(JR中央線、青梅線以南)						町田	八王子制御所 町田地域配電保守グループ	042-641-7140	多摩総支社 送電保守グループ	042-641-7045							
青梅市、瑞穂町、奥多摩町、 (山梨県)丹波山村、小菅村	町田	八王子制御所 町田地域配電保守グループ	042-641-7140	多摩総支社 送電保守グループ	042-641-7045												
羽村市、福生市、あきる野市、 日の出町、桧原村						町田	八王子制御所 町田地域配電保守グループ	042-641-7140	多摩総支社 送電保守グループ	042-641-7045							
日野市、八王子市	町田	八王子制御所 町田地域配電保守グループ	042-641-7140	多摩総支社 送電保守グループ	042-641-7045												
町田市、多摩市、稲城市						町田	八王子制御所 町田地域配電保守グループ	042-641-7140	多摩総支社 送電保守グループ	042-641-7045							

管轄	署名	連絡先
千代田区、中央区、文京区、 大島町、八丈町、利島村、 新島村、神津島村、三宅村、 御蔵島村、青ヶ島村	中央	安全衛生課 03-5803-7382
台東区	上野	安全衛生課 03-6872-1315
港区	三田	安全衛生課 03-3452-5474
品川区、目黒区	品川	安全衛生課 03-3443-5743
大田区	大田	安全衛生課 03-3732-0175
渋谷区、世田谷区	渋谷	安全衛生課 03-3780-6535
新宿区、中野区、杉並区	新宿	安全衛生課 03-3361-3974
豊島区、板橋区、練馬区	池袋	安全衛生課 03-3971-1258
北区	王子	第2方面(安全衛生担当) 03-6679-0186
足立区、荒川区	足立	安全衛生課 03-3882-1190
墨田区、葛飾区	向島	安全衛生課 03-5630-1032
江東区	亀戸	安全衛生課 03-3637-8131
江戸川区	江戸川	第2方面(安全衛生担当) 03-6681-8213
八王子市、日野市、 稲城市、多摩市	八王子	安全衛生課 042-680-8785
立川市、昭島市、府中市、 小金井市、小平市、 東村山市、国分寺市、国立市、 武蔵村山市、東大和市	立川	安全衛生課 042-523-4473
青梅市、福生市、あきる野市、 羽村市、西多摩郡	青梅	安全衛生課 0428-28-0331
武蔵野市、三鷹市、調布市、 西東京市、狛江市、清瀬市、 東久留米市	三鷹	第2方面(安全衛生担当) 0422-67-1502
町田市	町田(支署)	監督・安衛課(安全衛生担当) 042-718-9134
小笠原村	小笠原 総合事務所	(労働担当) 04998-2-2102

☆各事業所の詳細につきましては、電話でお問い合わせ下さい。
また、東京電力ホールディングス(株)ホームページ
<http://www.tepco.co.jp/><お問合せ・FAQ・お手続き>-<事業所検索>でも、
ご覧いただけます。